



令和8年度（2026年度）

第1回 和歌山市職員採用試験 受験案内

和歌山市人事委員会

全ての試験区分において第1次試験を特別な公務員試験対策が不要なSCOAで実施。
※事務職 [1型] と技術職は、従来どおり専門試験も実施します。

- 受付期間 4月24日（金）から5月20日（水）まで
- 第1次試験日 6月21日（日）
- 第1次試験会場 和歌山市立明和中学校・和歌山市立日進中学校
(試験区分によって会場が異なります。)

1 試験区分・採用予定人員・職務内容

申込みできる試験区分は、1つに限ります（申込み受理後の試験区分の変更はできません。）。

◆令和9年4月1日採用予定

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
行政職 I種	事務職 [1型]	10人	市長事務部局等で、特定の分野に限らず、幅広く様々な一般行政事務に従事します。
	事務職 [2型]	38人	
	情報職	1人	市長事務部局等で、市内DXの推進、情報システムの導入・管理運営業務等の専門行政事務及びその他一般行政事務に従事します。
	化学職	2人	市長事務部局等で、主に環境衛生に関する試験研究、検査、調査、指導等の専門行政事務に従事します。
	建築職	1人	市長事務部局等で、主に市有建築物の設計、監督業務、建築指導等の専門行政事務に従事します。
	土木職	6人	市長事務部局等で、主に道路、河川、都市計画等の事業の調査、設計、監督業務等の専門行政事務に従事します。
	電気職	2人	市長事務部局等で、主に電気設備工事の設計、監督業務、保守管理等の専門行政事務に従事します。
	機械職	1人	市長事務部局等で、主に機械設備工事の設計、監督業務、保守管理等の専門行政事務に従事します。
消防職 I種		6人	消防署等で、消火・救急・救助活動、火災予防及び防火指導の業務に従事します。

※ 採用予定人員は、予定であり、変更される場合があります。

※ 日本国籍を有しない方は、採用後、担当できる業務に制限があります。

2 受験資格

次の（１）から（３）までの要件を満たす方。

（１）次の試験区分別受験資格に該当する方

試験区分		受験資格
行政職 I種	事務職 [1型] [2型]	次のア又はイに該当する方 ア 平成3年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた方（学歴不問） イ 平成17年4月2日以降に生まれた方で、次の(ア)又は(イ)に該当する方（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例） (ア) 大学を卒業した方又は令和9年3月31日までに卒業する見込みの方 (イ) 外国の大学を修了した方など当人事委員会が(ア)と同等であると認める方
	情報職	次の①及び②を満たす方 ① 次のア又はイに該当する方 ア 平成3年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた方（学歴不問） イ 平成17年4月2日以降に生まれた方で、次の(ア)又は(イ)に該当する方（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例） (ア) 大学を卒業した方又は令和9年3月31日までに卒業する見込みの方 (イ) 外国の大学を修了した方など当人事委員会が(ア)と同等であると認める方 ② 独立行政法人情報処理推進機構が実施する（平成16年1月以前に財団法人日本情報処理開発協会が実施したものを含む。）、次の(ア)から(ツ)までのいずれかの試験に平成13年以降、 <u>受験申込時点で合格している方（合格見込みを除く。）</u> (ア) 基本情報技術者試験 (イ) 応用情報技術者試験 (ウ) ITストラテジスト試験 (エ) システムアーキテクト試験 (オ) プロジェクトマネージャ試験 (カ) ネットワークスペシャリスト試験 (キ) データベーススペシャリスト試験 (ク) エンベデッドシステムスペシャリスト試験 (ケ) ITサービスマネージャ試験 (コ) システム監査技術者試験 (サ) 情報処理安全確保支援士試験 (シ) 情報セキュリティスペシャリスト試験 (ス) システムアナリスト試験 (セ) アプリケーションエンジニア試験 (ソ) ソフトウェア開発技術者試験 (タ) テクニカルエンジニア試験（注1） (チ) 情報セキュリティアドミニストレータ試験 (ツ) 上級システムアドミニストレータ試験 （注1）ネットワーク、データベース、システム管理、エンベデッドシステム、情報セキュリティのいずれかとします。
	化学職	次の①及び②を満たす方 ① 次のア又はイに該当する方 ア 平成3年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた方（学歴不問） イ 平成17年4月2日以降に生まれた方で、次の(ア)又は(イ)に該当する方（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例） (ア) 大学を卒業した方又は令和9年3月31日までに卒業する見込みの方 (イ) 外国の大学を修了した方など当人事委員会が(ア)と同等であると認める方

	<p>② 次のアからウまでのいずれかに該当する方</p> <p>ア 化学に関する専門課程（準ずる課程を含む。）を修了した方又は令和9年3月31日までに修了する見込みの方</p> <p>イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかの資格を有する方 （ア）技術士（環境部門又は化学部門）（イ）技術士補（環境部門又は化学部門） （ウ）環境計量士（濃度関係）</p> <p>ウ 民間企業や公的機関等における、化学（化学関係の実験・検査等）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある方（令和8年3月31日現在）</p>
建築職	<p>次の①及び②を満たす方</p> <p>① 次のア又はイに該当する方</p> <p>ア 平成3年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた方（学歴不問）</p> <p>イ 平成17年4月2日以降に生まれた方で、次の（ア）又は（イ）に該当する方（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例） （ア）大学を卒業した方又は令和9年3月31日までに卒業する見込みの方 （イ）外国の大学を修了した方など当人事委員会が（ア）と同等であると認める方</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかに該当する方</p> <p>ア 建築に関する専門課程（準ずる課程を含む。）を修了した方又は令和9年3月31日までに修了する見込みの方</p> <p>イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかの資格を有する方 （ア）一級建築士（イ）二級建築士（ウ）1級建築施工管理技士</p> <p>ウ 民間企業や公的機関等における、建築（建築工事の設計・施工管理）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある方（令和8年3月31日現在）</p>
土木職	<p>次の①及び②を満たす方</p> <p>① 次のアからウまでのいずれかに該当する方</p> <p>ア 平成3年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた方（学歴不問）</p> <p>イ 平成17年4月2日以降に生まれた方で、次の（ア）又は（イ）に該当する方（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例） （ア）大学を卒業した方又は令和9年3月31日までに卒業する見込みの方 （イ）外国の大学を修了した方など当人事委員会が（ア）と同等であると認める方</p> <p>ウ 平成17年4月2日以降に生まれた方で、高等専門学校を卒業又は令和9年3月31日までに卒業する見込みの方</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかに該当する方</p> <p>ア 土木に関する専門課程（準ずる課程を含む。）を修了した方又は令和9年3月31日までに修了する見込みの方</p> <p>イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかの資格を有する方 （ア）技術士（建設部門又は上下水道部門） （イ）技術士補（建設部門又は上下水道部門）（ウ）1級土木施工管理技士</p> <p>ウ 民間企業や公的機関等における、土木（土木工事の設計・施工管理）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある方（令和8年3月31日現在）</p>

電気職	<p>次の①及び②を満たす方</p> <p>① 次のアからウまでのいずれかに該当する方</p> <p>ア 平成3年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた方（学歴不問）</p> <p>イ 平成17年4月2日以降に生まれた方で、次の(ア)又は(イ)に該当する方（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例）</p> <p>(ア) 大学を卒業した方又は令和9年3月31日までに卒業する見込みの方</p> <p>(イ) 外国の大学を修了した方など当人事委員会が(ア)と同等であると認める方</p> <p>ウ 平成17年4月2日以降に生まれた方で、高等専門学校を卒業又は令和9年3月31日までに卒業する見込みの方</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかに該当する方</p> <p>ア 電気に関する専門課程（準ずる課程を含む。）を修了した方又は令和9年3月31日までに修了する見込みの方</p> <p>イ 次の(ア)から(ク)までのいずれかの資格を有する方</p> <p>(ア) 第一種電気主任技術者 (イ) 第二種電気主任技術者 (ウ) 第三種電気主任技術者</p> <p>(エ) エネルギー管理士 (オ) 1級電気工事施工管理技士 (カ) 建築設備士</p> <p>(キ) 技術士（電気電子部門） (ク) 技術士補（電気電子部門）</p> <p>ウ 民間企業や公的機関等における、電気（電気設備の設計・施工管理・維持管理）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある方（令和8年3月31日現在）</p>
機械職	<p>次の①及び②を満たす方</p> <p>① 次のアからウまでのいずれかに該当する方</p> <p>ア 平成3年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた方（学歴不問）</p> <p>イ 平成17年4月2日以降に生まれた方で、次の(ア)又は(イ)に該当する方（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例）</p> <p>(ア) 大学を卒業した方又は令和9年3月31日までに卒業する見込みの方</p> <p>(イ) 外国の大学を修了した方など当人事委員会が(ア)と同等であると認める方</p> <p>ウ 平成17年4月2日以降に生まれた方で、高等専門学校を卒業又は令和9年3月31日までに卒業する見込みの方</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかに該当する方</p> <p>ア 機械に関する専門課程（準ずる課程を含む。）を修了した方又は令和9年3月31日までに修了する見込みの方</p> <p>イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかの資格を有する方</p> <p>(ア) 技術士（機械部門） (イ) 技術士補（機械部門） (ウ) 建築設備士</p> <p>ウ 民間企業や公的機関等における、機械（機械設備の設計・施工管理・維持管理）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある方（令和8年3月31日現在）</p>
消防職Ⅰ種	<p>次の①及び②を満たす方</p> <p>① 次のア又はイに該当する方</p> <p>ア 平成8年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた方（学歴不問）</p> <p>イ 平成17年4月2日以降に生まれた方で、次の(ア)又は(イ)に該当する方（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例）</p> <p>(ア) 大学を卒業した方又は令和9年3月31日までに卒業する見込みの方</p>

- (イ) 外国の大学を修了した方など当人事委員会が(ア)と同等であると認める方
- ② 次のアからウまでの身体等の基準を満たす方
- ア 視力(矯正視力を含む。)が、両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。
- イ 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。
- ウ 聴力、言語能力、運動機能などに、職務遂行上の支障がないこと。
- ※ 採用後は、任命権者が認める場合を除き、和歌山市に居住することが必要です。

(2) 次のいずれかに該当する方。ただし、消防職Ⅰ種についてはアに該当する方に限ります。

- ア 日本国籍を有する方
- イ 出入国管理及び難民認定法に規定する永住者(令和9年3月31日までに取得見込みの方を含む。)
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に規定する特別永住者(令和9年3月31日までに取得見込みの方を含む。)

(3) 次のいずれにも該当しない方

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- イ 和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

- ※ 「大学」、「高等専門学校」とは、学校教育法に基づく学校をいいます。
- ※ 「職務経験の期間」について
- ・職務経験には、6か月以上継続した、常勤の正規社員(職員)として就業していた期間又は当該事業所における常勤の正規社員(職員)と同じ勤務形態で就業していた期間(パートタイム、アルバイト、非常勤として雇用されていた期間を除く。)のみが該当します。
 - ・職務経験が複数ある場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限ります。
 - ・在職中に連続して3か月を超えて職務に従事していない期間(産前産後休暇を除く。)は職務経験から除きます。
- ※ 職務経験には次に例示するものが該当し、管理・計画業務と関わりのない現場業務等は除きます。

試験区分	職務経験(例)
化学職	○環境衛生に関する試験研究、検査、調査
建築職	○建築一式工事(鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造による建築物に係るものに限る。)の設計又は施工管理 ○市街地開発事業その他の都市計画に関する建築に係る計画業務 ○建築物の確認又は検査
土木職	○道路・水道・下水道の新設・改修工事、河川改修工事、その他土木構造物の新設・改修工事についての設計又は施工管理 ○道路・水道・下水道・河川等の工事に関する監理技術者や現場代理人等としての施工管理 ○道路・水道・下水道等の計画、市街地再開発事業等の都市計画に関する土木に係る業務
電気職	○施設等(戸建て住宅等の小規模なものを除く。以下同じ。)の電気設備工事の設計又は施工管理 ○施設等の電気設備の制御又は維持管理
機械職	○施設等(戸建て住宅等の小規模なものを除く。以下同じ。)の機械設備工事の設計又は施工管理 ○施設等の機械設備の制御又は維持管理

- ※ 職務経験年数による受験の場合、最終合格発表後、職務経験の確認のため証明書等の提出が必要です。なお、必要な職務経験が確認できなかった場合は、採用されません。

3 試験の方法・内容等

(1) 試験種目及び配点

試験区分	第1次試験種目 (配点)	第2次試験種目 (配点)	第3次試験種目 (配点)
事務職 [1型]	能力検査 (100) 専門試験 (100)	第1次試験結果 (50) 論文試験 (30) 口述試験 (120) 適性検査	/
事務職 [2型]	能力検査 (100)	第1次試験結果 (50) 口述試験 (150) 適性検査	第2次試験結果 (50) 論文試験 (30) 口述試験 (120) 適性検査
情報職	能力検査 (100)	第1次試験結果 (50) 論文試験 (30) 口述試験 (120) 適性検査	/
化学職・建築職・土木職・電気職・機械職	能力検査 (100) 専門試験 (100)	第1次試験結果 (50) 口述試験 (150) 適性検査	/
消防職 I 種	能力検査 (100) 体力試験 (50)	第1次試験結果 (50) 論文試験 (30) 口述試験 (120) 適性検査 健康診断	/

- ※ 数字は、その試験種目の配点を表しています。第1次試験の結果については、第1次試験の総合得点を50点満点に換算し、第2次試験の結果については、第2次試験の総合得点を50点満点に換算します。
- ※ 事務職 [2型] の論文試験は、第2次試験日に実施しますが、採点は、第2次試験に合格した方のみを行います。
- ※ 事務職 [1型] と事務職 [2型] は、試験の方法は異なりますが、採用後の職務内容、給与、勤務条件などは同じです。

(2) 試験内容等

試験種目	試験内容等
能力検査 (全試験区分)	基礎能力検査 (SCOA)。60分・択一式で行われる試験。大学卒業程度の内容。出題分野は、言語 (文章読解能力)、数理 (数的能力)、論理 (論理的思考能力)、常識 (人文・社会、自然に関する一般知識)、英語 (基礎英語)。
専門試験	120分・択一式で行われる専門的知識及び能力についての試験。大学卒業程度の内容。
事務職 [1型]	出題分野は、憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学及び国際関係。
化学職	出題分野は、数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学及び化学工学。
建築職	出題分野は、数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画 (都市計画、建築法規を含む。)、建築設備及び建築施工。
土木職	出題分野は、数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画 (都市計画を含む。) 及び材料・施工。
電気職	出題分野は、数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学及び情報・通信工学。
機械職	出題分野は、数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料及び機械工作。

体力試験 (消防職Ⅰ種のみ)	消防職としての職務遂行に必要な体力の測定で、種目は、握力、長座体前屈、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし及びシャトルラン。 ※運動ができる服装、靴(屋内用)及び水分補給用の飲み物を用意してください。なお、都合により種目を変更する場合があります。
論文試験	1200字以内・90分で行われる一定のテーマによる論文。
口述試験	個人の形式による、主として人物、性格等についての面接。 ※情報職については、専門知識についても確認します。
適性検査	性格等に関する検査。口述試験の参考資料として使用します。
健康診断 (消防職Ⅰ種のみ)	適正な消防活動のために消防吏員に求められる適性を判断する目的で実施します。視力及び色覚並びに消防職としての職務遂行に関する所見について、医師による健康診断書を提出していただきます。 ※視力及び色覚は、災害等の現場において、視的情報によって瞬時に危険物の種類等を判断したり、要救助者の顔色などから状況を判断したりすることが求められるため、指標の1つとしています。

4 試験日時・合格発表等

(1) 第1次試験(試験区分によって試験会場が異なります。集合時間は同じです。)

試験日・集合時間 6月21日(日) 午前10時15分 着席・出席点呼

試験区分	実施試験種目	終了予定時間	試験会場	合格発表時期・方法
事務職[1型]	能力検査 専門試験	午後2時45分頃	和歌山市立 明和中学校 (11ページ図参照)	7月上旬 ①合格者にのみ文書で 通知 ②市役所正面玄関に合格者の 受験番号を掲示
化学職・建築職 土木職・電気職 機械職	能力検査 専門試験 適性検査	午後3時30分頃		
消防職Ⅰ種	能力検査 体力試験	午後5時00分頃		
事務職[2型] 情報職	能力検査	午前11時30分頃	和歌山市立 日進中学校 (11ページ図参照)	

※ 気象条件その他の事情により、試験日、試験開始時間等を変更する場合があります。

※ 試験開始後30分間に限り、遅刻が認められます。

※ 消防職では、能力検査・体力試験の順に実施します。体力試験では、受験番号順に数人程度を1組として実施し、終了した方から、順次解散する予定です。なお、上記の終了予定時間は、目安として記載しています。

※ 化学職・建築職・土木職・電気職・機械職の区分において6月21日(日)に実施する適性検査は、第2次試験の種目です。

(2) 第2次試験

試験区分	試験日	実施試験種目	合格発表時期・方法
事務職[1型] 情報職 消防職Ⅰ種	7月12日(日)	論文試験 適性検査	9月上旬 ①合格者及び繰上げ合格候補 者にのみ文書で通知 ②市役所正面玄関に合格者の 受験番号を掲示
	8月18日(火)~26日(水) のうちの1日	口述試験	
化学職、建築職、 土木職、電気職、 機械職	8月18日(火)~26日(水) のうちの1日	口述試験	
事務職[2型]	7月12日(日)	論文試験 適性検査	8月上旬 ①合格者にのみ文書で通知 ②市役所正面玄関に合格者の 受験番号を掲示
	7月22日(水)~29日(水) のうちの1日	口述試験	

※ 気象条件その他の事情により、試験日、試験開始時間等を変更する場合があります。

※ 試験会場、日時などの具体的な事項は、第1次試験合格者に通知します。なお、当人事委員会が指

定した事項を変更することはできません。また、希望をお聞きすることもできません。
 ※ 事務職[2型]の区分において7月12日(日)に実施する論文試験は、第3次試験の種目です。

(3) 第3次試験

試験区分	試験日	実施試験種目	合格発表時期・方法
事務職 [2型]	8月18日(火)~26日(水) のうちの1日	口述試験	9月上旬 ①合格者及び繰上げ合格候補者 にのみ文書で通知 ②市役所正面玄関に合格者の 受験番号を掲示

※ 気象条件その他の事情により、試験日、試験開始時間等を変更する場合があります。
 ※ 試験会場、日時などの具体的な事項は、第2次試験合格者に通知します。なお、当人事委員会が指定した事項を変更することはできません。また、希望をお聞きすることもできません。

(4) 合格者は総合得点の高い順に決定します。ただし、それぞれの試験種目において当人事委員会が認める得点に達しない場合は、順位にかかわらず不合格となることがあります。また、同点者は同順位としますが、最終合格者の決定において、合否判定上に同点者がいる場合は、事務職[2型]については第2次試験の得点順、その他の試験区分については第1次試験の得点順に合格者を決定します。

※ 能力検査及び専門試験の得点は、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの位置にあるのかを相対的に示すように、標準偏差等を用いて算出したものです。

(5) 消防職I種の第1次試験では、体力試験の結果が一定の基準に達しない場合、他の試験種目の結果にかかわらず、不合格とします。

(6) 和歌山市のホームページでも、合格発表の日から一定期間、合格者の受験番号を掲示しますが、必ず合格通知や合格発表掲示で確認してください。合否に関する電話による問合せには応じられません。

5 繰上げ合格制度

正式合格者が採用を辞退した場合などに備え繰上げ合格候補者をあらかじめ決定しておき、辞退等があった場合にその中から成績順に採用する制度を実施しています。

(1) 正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の方の中から成績順に、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載します。

(2) 繰上げ合格候補者の数は、2から6人程度の予定です。ただし、当人事委員会が認める得点に達しない場合は、それ以下の人数となります。

(3) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用されます。

ア 正式合格者が採用を辞退した場合

イ 正式合格者が必要な資格等を取得できず採用できない場合

ウ 正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合

(4) 繰上げ合格候補者の受験番号は最終合格発表掲示には掲載しませんが、繰上げ合格候補者となった方には、その旨及び採用候補者名簿登載順位を文書で通知します。

(5) 業務増や急な退職による欠員が生じた等の事情により同じ試験区分の採用試験が新たに実施されることが考えられますが、この試験結果による繰上げ合格候補者は、新たに試験が実施された場合であっても優先的に正式合格となることはありません。

(6) 採用予定日に採用予定人員どおりに採用された場合は、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載された方が残っていても、同日をもってその名簿は失効し、採用されることはありません。

(7) 繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用されなかった正式合格者の受験番号及び採用された繰上げ合格候補者の受験番号を和歌山市役所正面玄関に掲示します。

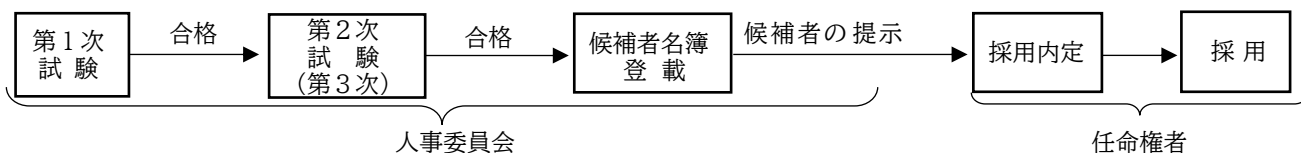
6 試験結果の情報提供

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定により、情報提供を受けることができます。希望する場合は、受験者本人が受験票を持参の上、提供場所（和歌山市人事委員会事務局（和歌山市七番丁17番地））に直接お越しください。なお、電話、郵便等による提供はできません。

	提供を求められることができる方	提供内容	提供期間
第1次試験	第1次試験の不合格者（本人に限る。）	第1次試験の種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	合格発表の日から1か月間 日曜日、土曜日及び 休日を除く午前8時30分 から午後5時15分まで
第2次試験 〔事務職〔2型〕 以外の区分〕	第2次試験の受験者（本人に限る。）	第1次試験、第2次試験それぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	
第2次試験 (事務職〔2型〕)	第2次試験の不合格者（本人に限る。）		
第3次試験 (事務職〔2型〕)	第3次試験の受験者（本人に限る。）	第1次試験から第3次試験までのそれぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	

7 合格から採用まで

- 正式合格者及び繰上げ合格候補者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に登載され、任命権者が採用候補者名簿の中から成績順に採用者を決定します。
- 最終合格後に受験資格を満たさないことが明らかになった場合又は行政職Ⅰ種（化学職・建築職・土木職・電気職・機械職）の試験区分で専門課程の修了を受験資格とした方が専門課程を修了できなかった場合は、採用候補者名簿に登載されていても、採用されません。
- 令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、児童等と接する業務の従事者については、特定性犯罪の前科の有無の確認が必要となります。特定性犯罪事実該当者（こども性暴力防止法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者をいう。以下同じ。）の場合は、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認を行います。なお、当該確認等の結果、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用されない又は当該業務に従事することができません。




8 受験申込み

インターネット（電子申込）により申し込んでください。

申込みできる試験区分は、1つに限ります。申込み受理後の試験区分の変更はできません。

※ 提供された個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。

申込方法	下記URL又はQRコードから申し込んでください。 https://logoform.jp/f/ftM32	
------	---	---

申込期間	4月24日（金）から5月20日（水）まで
入力事項 ※事前に内容を準備して入力画面に進んでください。	<p>※共通入力事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験区分 ・氏名、住所（現住所・通知先住所）、電話番号、メールアドレス、生年月日 ・最終学歴 ・顔写真（jpgファイル） （証明写真と同等の鮮明な画質で無加工の写真（直近6か月以内に撮影したもので上半身・正面向のもの）を準備してください。スマートフォン等で撮影したものを使用する場合は、縦4：横3程度のサイズで背景は無地としてください。） <p>※行政職Ⅰ種(情報職)の試験区分を受験申込みする方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格名称と取得時期、受験資格に定められた試験に合格していることを証明する写真等（jpg又はpdfファイル） <p>※行政職Ⅰ種(化学職・建築職・土木職・電気職・機械職)の試験区分を受験申込みする方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2受験資格（1）②アに該当する方は、専門課程に係る学校名等 ・2受験資格（1）②イに該当する方は、資格名称と取得時期、資格を有することを証明する写真等（jpg又はpdfファイル） ・2受験資格（1）②ウに該当する方は、職歴 <p>※消防職Ⅰ種の試験区分を申込みする方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体等の基準及び性別について <p>※2受験資格(1)試験区分別受験資格のいわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政職Ⅰ種、消防職Ⅰ種の試験区分を受験申込みする方で、該当される方は受験資格を確認するための書類を提出していただく場合がありますので、あらかじめ問い合わせてください。
受験票の発行	<p>受験票については、後日電子メールで連絡しますので、各自ダウンロード・印刷し、第1次試験当日に持参してください。</p> <p>※ 5月27日（水）を過ぎてもメールが届かないときは、至急、当人事務委員会事務局へ連絡してください。</p>

- ※ 申込みには、メールアドレスが必要になります。すでにメールアドレスを持っている場合は新たにメールアドレスを取得する必要はありません。
- ※ 申込期間内に申込データを受信完了したものに限り受け付けます。システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となる場合もありますので、お早めに申込みをしてください。
- ※ 申込データを送信後、登録したメールアドレスに申込完了のメールが送信されます。申込完了メールが送信されない場合は申込みができていないので、ご注意ください。
- ※ 「city.wakayama.lg.jp」「logoform.st-japan.asp.lgwan.jp」のドメインから送付される電子メールを受信できるようにしてください。
- ※ 使用されるパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

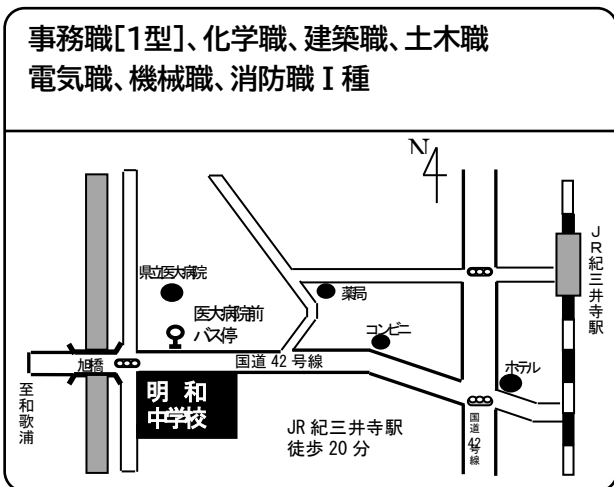
9 第1次試験合格者の提出書類等

- 第1次試験に合格した方には、履歴書等（合格通知に同封する様式・要写真添付）を提出していただきます。書類は、7月10日（金）午後1時まで（締切厳守）に提出していただく予定です。
 - ※ 写真は、最近6か月以内に撮影されたもので縦4cm横3cm脱帽・上半身・正面向のものに限ります。
- 行政職Ⅰ種（化学職・建築職・土木職・電気職・機械職）を受験する方で、2受験資格（1）②アに該当する方が第1次試験に合格した場合、専門課程の修了を確認するため、成績証明書（未開封のもの）を提出していただきます。

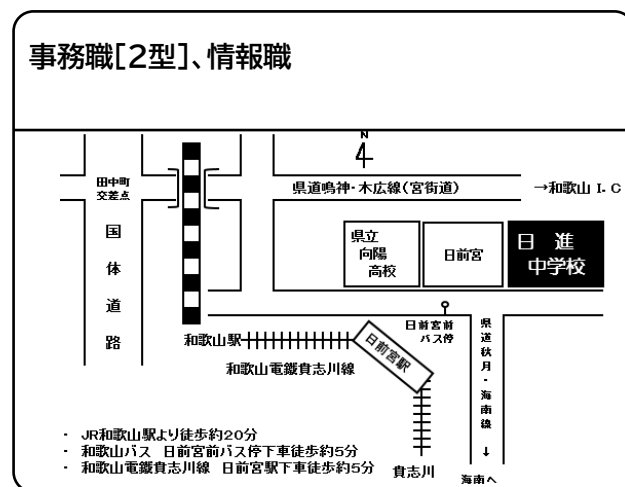
10 第1次試験会場案内

試験区分によって会場が異なります。注意してください。

和歌山市立明和中学校
所在地／和歌山市紀三井寺832-1



和歌山市立日進中学校
所在地／和歌山市秋月365-3



注意 試験会場への問い合わせは、禁止します。
試験会場には駐車場がありませんので、公共交通機関又は二輪車を利用してお越しください。

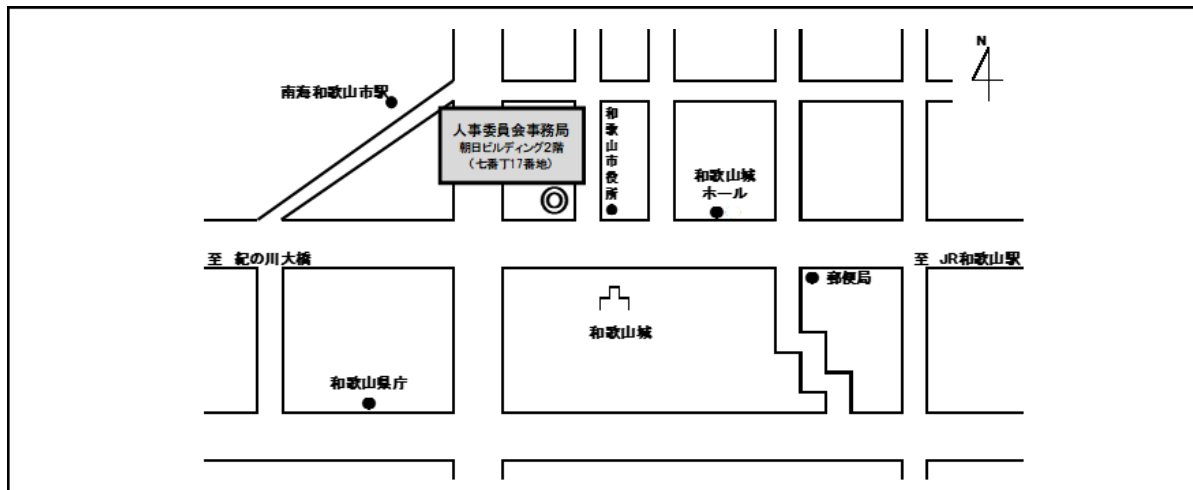
11 試験に関する問合せ

和歌山市人事委員会事務局（日曜日、土曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

TEL 073-435-1371（直通） TEL 073-432-0001（代表）内線 3755・3756

※ 試験当日は、やむを得ない急用を除き、原則として電話の取次ぎはできません。

郵便等送付先 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地（所在地とは異なります。ご注意ください。）



※ 荒天時等の対応について

台風・自然災害等の気象条件等の事情により試験の延期や開始時刻の繰下げ等を実施する場合は、試験実施日の午前8時頃に和歌山市公式X（旧ツイッター）でお知らせします。また、諸事情により試験日程等に変更がある場合は、和歌山市公式X（旧ツイッター）及び和歌山市公式ホームページでお知らせしますので、適宜ご確認ください。



和歌山市公式X(旧ツイッター)
(和歌山市人事委員会事務局)



和歌山市公式ホームページ
(試験情報)

任命権者からのお知らせ

和歌山市は、移住・定住の取組を進めており、市内に居住している方、または、居住予定の方を求めています。

受験申込みにあたっては、試験区分を間違えないように注意してください。

●給与等

- 1 令和8年4月1日現在の初任給は、地域手当を含め、次のとおりです。

試 験 区 分	初 任 給
行政職 I 種	約 241,200円
消防職 I 種	約 276,200円

※ 学歴及び民間企業の職歴等に応じて初任給に一定の額が調整されます。また、昇任に係る必要年数は、職歴等に応じて短縮されます。詳しくは、お問い合わせください。

- 2 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの要件に応じて支給されます。
- 3 採用された方は、和歌山県市町村職員共済組合等に加入することになります。

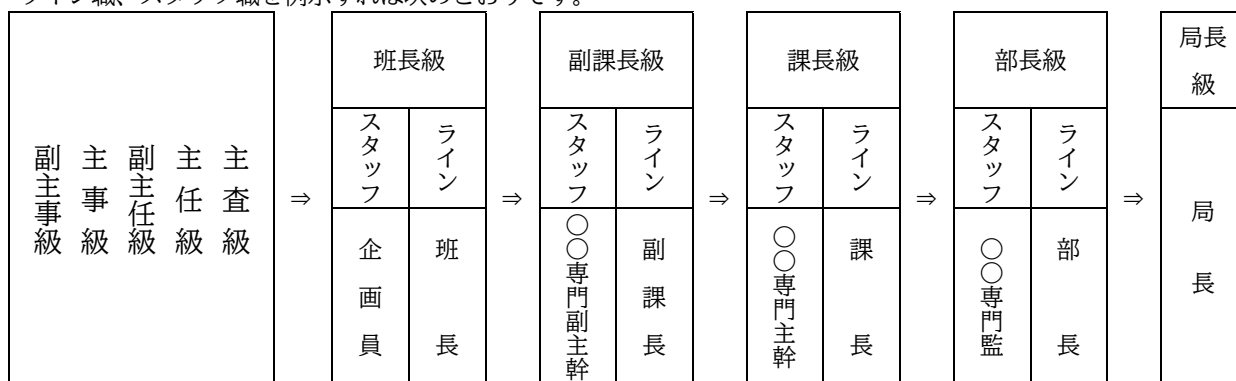
●日本国籍を有しない職員の担当業務等

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を有する」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は担当できる業務等について次のような制限があります。

- 1 公権力の行使に該当する業務は担当できません。公権力の行使に該当する業務とは、次のとおりです。
- (1) 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
 - (2) 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
 - (3) 市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む業務
- 2 公の意思形成への参画に該当する職に就くことはできません。

公の意思形成への参画に該当する職とは、和歌山市の行政について企画、立案、決定等に関する職で、基本計画の策定、予算編成、組織、人事、労務管理等に係る職及び専決権限を有する職が該当します。ただし、スタッフ職に就くことにより部長級までの昇任が可能です。

ライン職、スタッフ職を例示すれば次のとおりです。



●問合せ先

この「任命権者からのお知らせ」に関する事項は、次へ問い合わせてください。

和歌山市総務局総務部人事課 (直通) 073-435-1019
 和歌山市消防局消防総務課 (直通) 073-426-0119